

9月  
定例議会  
9/9~9/25

⑩ 常任委員会	⑨ 改正後の常任委員会	人数						
<table border="0"> <tr> <td>総務</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td>産業建設</td> </tr> <tr> <td>文教</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td>厚生</td> </tr> </table>	総務	}	産業建設	文教	}	厚生	① 総務 産業建設常任委員会  ② 文教 厚生常任委員会	7人  7人
総務	}							
産業建設								
文教	}							
厚生								
⑪ 特別委員会	⑨ 改正後の常任委員会	人数						
議会広報編集 特別委員会	議会広報常任委員会	7人						
決算特別委員会	予算決算常任委員会 ↓ 内容により分科会審査 ↓ ① 総務産業建設 ② 文教厚生 ↓ 予算決算常任委員会に フィードバックされる	13人  (議長を除く(全員))						

議員提出議案

県内20市町で初の

予算決算常任委員会を設置する

① この条例改正は左図の通り、従来の4つの常任委員会である総務・文教・厚生・産業建設を事業の関連性から『総務産業建設』『文教厚生』の2つに再編。

論点

この予算決算常任委員会の設置に関しては議長以外の13人全員で通年にわたり審査に關わるものとなる。

また、議会広報編集特別委員会を常任委員会とし新たに予算決算常任委員会を設置した。

下部組織の分科会と通常の常任委員会の審議内容の区分がわかりにくいなど懸念事項もあるので導入には時期

尚早という反対意見もあった。

★ これに対し、予算決算を全員でしっかり把握し行政の事業内容全般について理解が深まり分割付託の問題も解消される。

また、多少の試行錯誤は、実践しながら調整していくことで解消されるといふ意見もあった。

結果、賛成多数で可決した。

道州制導入に断固反対する意見書

② 道州制は導入後の国のかたちを示さないまま、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、再編された基礎自治体は住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまう。

結果、全員一致で可決した。

人事案件

議長辞職勧告決議案の可決後も

続投表明

副議長は選挙で再任

松前町議会では、申し合わせ事項として議長の任期を1年とし、再任は妨げずとなっているが、今回、任期満了を迎えた三好勝利議長が辞表を提出せずに続投を正式表明した。

それに対し伊賀上明治議員が議長辞職勧告決議案を緊急動議として提出した。

提案理由として「脈々と受け継がれてきた申し合わせ事項を無視して議長職に固執しているが、いったん辞職して再選を目指すべき」と説明した。

三好議長は「新しい議会のため議案が可決された。これにより町民の皆さんときれいな町をつくるため、より良い議会にしたいため」と続投の理由を述べた。

★ それに対し他の議員から「地方自治法では議長の任期は4年だ。申し合わせを守る必要はない」

★ 「なし崩し的に慣例を破るのではなく、それが時代に合わないのならいったん辞職され、新議長の下でルールを定めるべきだ」など、賛否両論の議論の末、採決した。

結果、退場者も出たが賛成多数で可決した。

ただ、辞職勧告に法的拘束力はないので、可決後も三好議長の下で審議を続け閉会した。

なお、副議長の松本一二美議員は、慣例通り辞表を提出し、選挙により再任した。

その他の人事については、次ページに明記。